

○桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針〔概要版〕

1 桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の概要について

(1) 背景・趣旨

背景

児童生徒数の減少

- 児童数：5,785人（H24年度）→ 3,965人（R4年度）【1,820人減少（▼31.5%）】
- 生徒数：3,201人（H24年度）→ 2,318人（R4年度）【883人減少（▼27.6%）】

教育制度改革

- 国：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
- 群馬県：少人数学級に関する取組の充実

趣旨

- 児童生徒にとって、**より良い教育環境の構築と質の高い学校教育を実現**するため、市立小中学校における**学校規模の適正化**や**将来を見据えた学校配置の在り方**、**少子化に対応した魅力ある学校づくり**などに関する基本方針を策定。

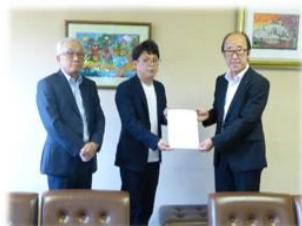
桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会の開催

令和3年7月6日 教育委員会 → 審議会：基本方針の策定について諮問

令和4年8月9日 審議会 → 教育委員会：基本方針の策定について答申



桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会の様子



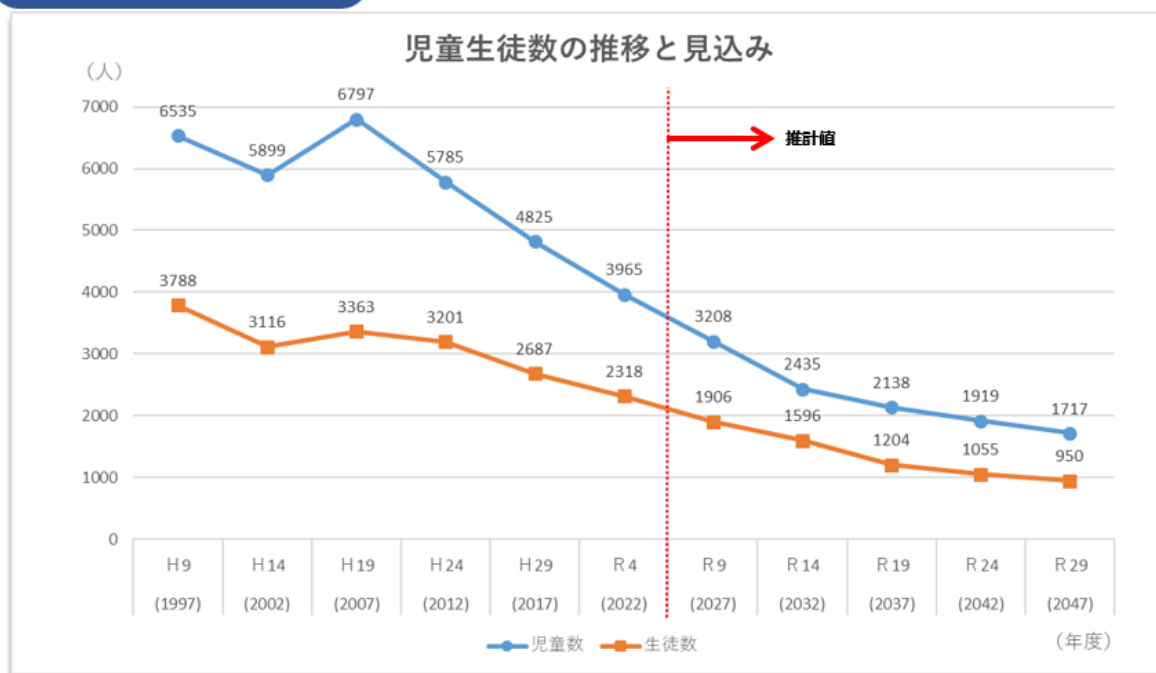
審議会からの答申時の様子



(2) 児童生徒数の状況

① 現状と課題

児童生徒数の見込み



	R4年度	→	R14年度
児童数	3,965人	→	2,435人
			【1,530人減少 (▼38.6%)】
生徒数	2,318人	→	1,596人
			【722人減少 (▼31.2%)】

② 学校の役割と学校規模の重要性

学校の役割

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

- 学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要。

学校規模の適正化

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

- **一定の規模の児童生徒集団**が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等について**バランスのとれた一定規模の教職員集団**が配置されていることが、定数内での**全教科の免許を持つ教員の配置**、**児童生徒に向き合う時間の確保**、**教員同士の指導技術の伝達**のほか、学校が直面する様々な**課題への組織的な対応**等の面からも望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが非常に重要。

(3) 望ましい学校規模

桐生市における望ましい学校規模（1校当たりの学級数）

単学級（1学年1学級）の教育上の課題 【小学校・中学校】

- 人間関係が固定化され、多様な人間関係の形成や人間関係が悪くなった時の対応が難しい。
- 切磋琢磨する活動や協力し合う活動が難しい。

中学校の状況

- 免許外指導が生じる可能性
- 多くの学校で国が定める標準的な学級数を下回る現状



望ましい学校規模の基準（1校当たりの学級数）

- 小学校 12学級以上（1学年2学級以上）
- 中学校 9学級以上（1学年3学級以上）

桐生市における望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

各学校に配置される教職員数

- 群馬県教育委員会の「学級編制基準」や「教職員配当基準」に基づき算定
- ↓
- ・ 群馬県の取組（ニューノーマルGUNMA CLASS プロジェクト）
 - ・ 複式学級に関する基準



望ましい学級規模の基準（1学級当たりの児童生徒数）

- 小学校 第1・2学年 30人以下
第3～6学年 35人以下
- 中学校 第1～3学年 35人以下

(4) 望ましい学校配置

桐生市における望ましい学校配置

通学時間を基準

- 学校配置を検討する場合、通学距離よりも通学時間を基準とすることが適切



望ましい通学時間

- 小学校・中学校 通学手段を問わず、30分以内

(5) 学校規模の適正化に向けた取組

① 学校規模の適正化に関する検討開始基準

学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

① 学校規模の状態

- 1つ以上の学年が単学級
- 児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態

② 検討開始時期

- 小学校・中学校：①に該当する見込みの年度から3年遡った年度

③ 検討区域

- 小学校：①に該当する場合、当該中学校区内の小学校又は隣接する中学校区内の小学校を検討対象の区域とする。
- 中学校：①に該当する場合、隣接する中学校区の中学校を検討対象の区域とする。

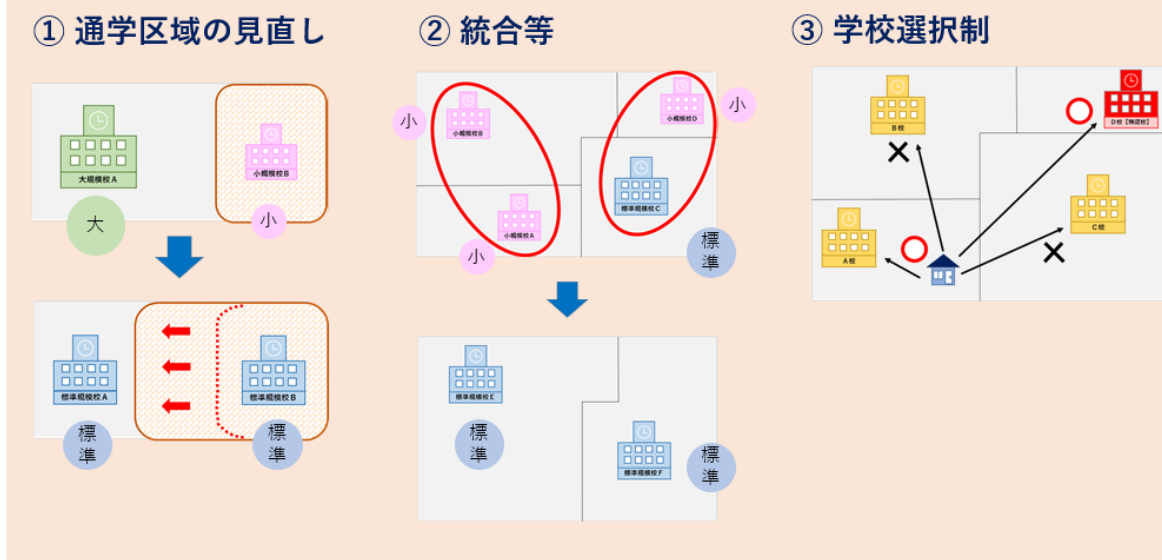
※ 検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮するものとする。

この基準に該当する場合、学校規模の適正化に係る検討組織を設置し、その適正化に向け、検討を開始。なお、検討区域の範囲については、各地域の意向も尊重しながら、柔軟に対応。

② 学校規模を適正化するための手法

適正規模の範囲に近づけるための対応策

適正規模の範囲を下回る小規模校の場合



③ 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

児童生徒への配慮

- 児童生徒が新しい学校生活に安心して移行できるよう、教職員の配置や、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる。

通学環境への配慮

- 通学環境の安全確保に十分に配慮する。
- 公共交通機関の活用やスクールバスの導入など、多様な通学手段の確保に努める。

保護者や地域住民との協議

- 保護者や地域住民と小中学校の現状や課題等について認識を共有し、理解と協力を得ながら協議を進める。

施設整備面での配慮

- 統合後の学校における学習内容、学習形態や施設の老朽化に応じた施設の整備を検討する。

学校の跡地利用

- 学校の跡地利用については、まちづくりの観点から、総合的に検討する。

(6) 少子化に対応した魅力ある学校づくり

魅力ある学校づくりの3つの方向性

① 教育の質の向上

- 地域住民等が学校運営の改善や学校教育活動の支援に参画する体制の構築
- 各教科の系統性を踏まえた学年間の接続の円滑化と学校間の連携の強化

② 教育の機会の確保

- 様々な困難を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援施策の更なる充実
- ICT等の効果的な活用による学習環境の確保と、多様な学習ニーズに応じた教育活動の更なる充実

③ 教育を支える環境の充実

- 質の高い指導を行うため、教職員が時代の変化に対応した知識や技能を習得できる環境の整備
- 多様な知識や経験を有する外部人材の活用、業務の役割分担の促進、教職員が教育活動に専念できる支援体制の更なる充実



統合等による学校規模の適正化の検討を契機として、桐生の子供たちが、夢を持って学び、健やかに成長できる教育環境の更なる充実を図る。

2 各中学校区における現状と課題について

(1) 令和5年度の児童生徒数・学級数【資料4】

(2) 令和6年度以降の児童生徒数・学級数の見込み【資料5】